



令和2年6月24日
国土交通省中部地方整備局
木曽川上流河川事務所

木曽三川の樹木を伐採または採取する事業者等を募集します！

～ 河川法第25条を適用した公募型樹木伐採の試行 ～

概要

木曽川上流河川事務所では、河道内の樹木を採取することを希望する事業者等（企業・団体等）を公募し、河川法第25条の採取の許可による河道内の樹木伐採の取り組みを試行しております。

平成25年度より試行しており、昨年度は6事業者の申請、選定となりました。ご理解、ご協力ありがとうございました。今年度も樹木伐採の取り組みを実施します。今回は「自ら伐採して採取頂く場合」と「当方で切った木を採取頂く場合」と選択頂き、募集します。なお、上限を超えた場合については「自ら伐採して採取頂く場合」の方を優先して選定いたします。

河川をより良くしていくため、皆様のご応募をお待ちしております。

1. 公募期間 令和2年6月24日（水）～7月16日（木）
2. 採取時期 令和2年10月～令和3年3月（※時期については予定です）
3. 採取場所 木曽川上流河川事務所管内
4. 添付資料 公募文（その他資料については下記 URL を参照下さい。）
URL <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/journalist/newspaper/2020/0624/index.html>
5. 解 禁 指定なし
6. 配 布 先 岐阜県政記者クラブ
7. 問合せ先 木曽川上流河川事務所 管理課
〒500-8801 岐阜市忠節町5-1
TEL:058-251-1325 FAX:058-251-6581
副所長 森 敦史 管理課長 内田 雅之



公 募

木曾川上流河川事務所管内の河道内樹木の
伐採または採取する事業者等を公募します。
～河川法第25条を適用した公募型樹木伐採の試行～

1. 目的

木曾川上流河川事務所管内の河道内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水の流れの妨げとなることや、局部的に流速を速め、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上の問題があります。さらに、河道内の樹林化により、河川巡視に支障を来したりゴミ等の不法投棄を招いたり等、維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省 木曾川上流河川事務所では、これらの対策として順次河道内樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら、伐採及び樹木の処分には相当の費用を要することから、治水上等の問題を解消しつつ、コスト縮減と木材資源の有効活用を図るため、河道内の樹木を採取することを希望する事業者等（企業・団体等）を公募し、河川法第25条の採取の許可による河道内の樹木伐採の取り組みを試行いたします。

平成25年度より試行を行い、当初2事業者の申請、1事業者の選定から始まり、年々申請事業者が増加傾向に有り、令和元年度は事業者の御理解と御協力も有り、6事業者の申請、選定となりました。

2. 募集概要

(1) 応募から採取までの流れ

- ① 木曾川上流河川事務所管内の樹木を自ら伐採して採取すること（以下「伐採」という）を希望する者は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出して下さい。
- ② 木曾川上流河川事務所管内の引渡予定場所にて、「(9) 関連工事」において仮置きされた樹木の採取（積込、運搬（搬出））を行うこと（以下「採取」という）を希望する者は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出してください。
- ③ 「4. 伐採もしくは採取事業者の選定方法」により、応募書類を審査し、伐採もしくは採取事業者を選定します。
- ④ 選定結果は応募者へ通知するとともに、木曾川上流河川事務所のホームページ（URLは別記）に掲載します。
- ⑤ 選定された採取事業者は、河道内の樹木を採取するため、河川法第25条に基づく許可申請手続きを、担当出張所毎に、選定結果通知書、応募時に作成した「作業計画書（案）」を添付し行っていただきます。許可申請手続きの詳細については、選定通知後の打合せにて個別に説明します。

- ⑥ 河川法第25条の許可書を発行後、作業等の着手が可能となります。
- ⑦ 複数箇所を応募できます。詳細な場所については別添資料を参照してください。
添付資料に示す範囲については、伐採予定範囲で、面積については、範囲に示す場所の中の伐採予定面積であり、発生量については過去実績による推定量となります。
伐採可能樹木等については、木曽川上流河川事務所職員立ち会いの下決定します。
- ⑧ 「伐採」「採取」について、工事の進捗等により、伐採もしくは採取事業者選定後においても中止する場合があります。

(2) 募集期間

令和2年6月24日(水) ～ 令和2年7月16日(木)

※応募書類は郵送により令和2年7月16日(木)必着

(3) 樹木の伐採または採取予定場所

伐採：下記に示す「伐採予定場所」において、事業者自ら「伐採」を行い「積込」、「運搬(搬出)」を行っていただきます。

採取：下記に示す「引渡予定場所」において、事業者により「積込」、「運搬(搬出)」を行っていただきます。「引渡予定場所」に置かれている樹木については、「(9) 関連工事」において「伐採予定場所」等より伐採された樹木になります。

① 木曽川第一出張所管内

(伐採予定場所)

- 木左③ 木曽川左岸河川敷 (河口からの距離 46.8k~48.4k)
- 木左④ 木曽川左岸河川敷 (河口からの距離 50.2k~50.8k)
- 木左⑤ 木曽川左岸河川敷 (河口からの距離 52.0k~52.6k)
- 木左⑥ 木曽川左岸河川敷 (河口からの距離 52.8k~53.0k)
- 木左⑦ 木曽川左岸河川敷 (河口からの距離 54.0k~54.2k)
- 木左⑧ 木曽川左岸河川敷 (河口からの距離 65.8k~67.2k)
- 木右③ 木曽川右岸河川敷 (河口からの距離 50.2k~50.4k)
- 木右④ 木曽川右岸河川敷 (河口からの距離 52.0k~53.0k)
- 木右⑤ 木曽川右岸河川敷 (河口からの距離 54.0k~55.2k)
- 木右⑥ 木曽川右岸河川敷 (河口からの距離 56.4k~56.8k)
- 木右⑦ 木曽川右岸河川敷 (河口からの距離 57.4k~57.6k)
- 木右⑧ 木曽川右岸河川敷 (河口からの距離 58.2k~58.6k)
- 木右⑨ 木曽川右岸河川敷 (河口からの距離 58.8k~59.0k)
- 木右⑩ 木曽川右岸河川敷 (河口からの距離 60.4k~60.6k)
- 木右⑪ 木曽川右岸河川敷 (河口からの距離 69.6k~70.0k)
- 北右① 北派川右岸河川敷 (木曽川合流点からの距離 0.4k~1.0k)
- 北右② 北派川右岸河川敷 (木曽川合流点からの距離 1.4k~2.2k)
- 北右③ 北派川右岸河川敷 (木曽川合流点からの距離 2.2k~2.8k)
- 北右④ 北派川右岸河川敷 (木曽川合流点からの距離 3.2k~3.6k)
- 南左① 南派川左岸河川敷 (木曽川合流点からの距離 1.4k~2.2k)
- 南左② 南派川左岸河川敷 (木曽川合流点からの距離 7.8k~8.0k)
- 南右① 南派川右岸河川敷 (木曽川合流点からの距離 1.0k~2.0k)

(引渡予定場所)

A木曾一 南派川右岸川裏 (木曾川合流点からの距離 5.2k 付近)

②木曾川第二出張所管内

(伐採予定場所)

木左① 木曾川左岸河川敷 (河口からの距離 35.4k~36.0k)

木左② 木曾川左岸河川敷 (河口からの距離 37.2k~37.8k)

木右① 木曾川右岸河川敷 (河口からの距離 29.6k~30.0k)

木右② 木曾川右岸河川敷 (河口からの距離 37.2k~38.0k)

(引渡予定場所)

B木曾二 長良川左岸川裏 (河口からの距離 24.6k 付近)

③長良川第一出張所管内

(伐採予定場所)

長左③ 長良川左岸河川敷 (河口からの距離 39.4k~40.2k)

長右② 長良川右岸河川敷 (河口からの距離 44.6k~45.0k)

伊自良① 伊自良川 左右岸河川敷 (長良川合流点からの距離 0.8k~1.0k)

(引渡予定場所)

C長良一 長良川右岸川裏 (河口からの距離 46.8k+100m 付近)

④長良川第二出張所管内

(伐採予定場所)

長左① 長良川 左岸河川敷 (河口からの距離 31.0k~31.6k)

長左② 長良川 左岸河川敷 (河口からの距離 32.8k~33.0k)

長右① 長良川 右岸河川敷 (河口からの距離 32.0k~32.4k)

(引渡予定場所)

D長良二 長良川左岸川裏 (河口からの距離 31.6k 付近)

⑤揖斐川第一出張所管内

(伐採予定場所)

揖左③ 揖斐川 左岸河川敷 (河口からの距離 48.6k~49.6k)

揖左④ 揖斐川 左岸河川敷 (河口からの距離 49.8k~51.0k)

揖左⑤ 揖斐川 左岸河川敷 (河口からの距離 54.4k~55.6k)

揖右② 揖斐川 右岸河川敷 (河口からの距離 50.0k~51.2k)

揖右③ 揖斐川 右岸河川敷 (河口からの距離 52.0k~52.4k)

揖右④ 揖斐川 右岸河川敷 (河口からの距離 57.4k~58.0k)

(引渡予定場所)

E揖斐一 揖斐川左岸堤防天端 (河口からの距離 58.6k 付近)

⑥揖斐川第二出張所管内

(伐採予定場所)

揖右① 揖斐川 右岸河川敷 (河口からの距離 43.8k~44.0k)

杭左① 杭瀬川 左岸河川敷 (牧田川合流点からの距離 2.0k~2.4k)

杭右② 杭瀬川 右岸河川敷（牧田川合流点からの距離 5.0k～6.4k）
（引渡予定場所）
F 揖斐二 杭瀬川左岸川裏（牧田川合流点からの距離 2.2k+150m 付近）

⑦牧田川出張所管内
（伐採予定場所）

杭右① 杭瀬川 右岸河川敷（牧田川合流点からの距離 4.0k～5.0k）
牧左① 牧田川 左岸河川敷（揖斐川合流点からの距離 1.2k～4.2k）
（引渡予定場所）
G 牧田川 牧田川左岸堤防天端（揖斐川合流点からの距離 2.2k+150m 付近）

⑧根尾川出張所管内
（伐採予定場所）

揖左① 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 43.0k～43.2k）
揖左② 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 44.6k～45.2k）
根左① 根尾川 左岸河川敷（揖斐川合流点からの距離 1.4k～1.6k）
根左② 根尾川 左岸河川敷（揖斐川合流点からの距離 1.8k～2.4k）
根右① 根尾川 右岸河川敷（揖斐川合流点からの距離 0.2k～0.4k）
根右② 根尾川 右岸河川敷（揖斐川合流点からの距離 1.4k～1.6k）
根右③ 根尾川 右岸河川敷（揖斐川合流点からの距離 1.8k～2.4k）
（引渡予定場所）
H 根尾川 根尾川右岸堤防天端（揖斐川合流点からの距離 10.8k 付近）

※ 「（９）関連工事」に示す関連工事の進捗状況により、伐採もしくは採取事業者選定前に樹木が伐採され、「引渡予定場所」に搬出されている場合があります。

（４）作業環境

- ① 進入路の幅員：約 3.5 m
- ② 仮置き場：有り

（５）樹木の伐採または採取の期間（予定）

令和 2 年 10 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日

土日祝日を除く平日の 8 時 30 分から 16 時 30 分

※ 関係機関等（道路管理者、警察、地元住民他）との調整により変更となる場合があります。

※ 河川維持管理事業の実施にあたって事業工期の変更の必要が生じた場合は、河川管理者と採取事業者が協議のうえ、採取事業申請者は河川法第 25 条に基づく認可の変更申請を行っていただくこととなります。

（６）樹木の種類

主に広葉樹（ヤナギ等）

（７）伐採または採取の範囲

伐採

- ① 根株を含むすべて（枝葉、幹、根株）
- ② 根株を除くすべて（枝葉、幹）

採取

- ③ 根株を含むすべて（枝葉、幹、根株）
- ④ 根株を除くすべて（枝葉、幹）
- ⑤ 幹のみ（樹径 約 5 cm 以上を想定）

（採取の場合、根株については、河川管理者が「（９）関連工事」にて可能な限り土砂をふるい落とします。）

（８）伐採または採取の条件

樹木の伐採または採取を行う上での諸条件については以下のとおりです。伐採または採取作業における注意事項については必ず履行してください。

- ① 伐採事業者は許可を得た「伐採範囲内」の樹木の伐採、集積、運搬車両への積み込み、現場外への搬出を実施していただきます。
- ② 採取事業者は許可を得た「採取予定場所」にある樹木の運搬車両への積み込み、「引渡予定場所」外への搬出を実施していただきます。
- ③ 伐採事業者で根株も含める者は、掘削後の中州・高水敷等の土砂の復旧方法は木曾川上流河川事務所の職員の指示により復旧してください。また、根株を残す場合は樹木の根元から 50cm 程度を残した位置で切断して下さい。
- ④ 採取の場合、伐採した樹木を河川管理者が「（９）関連工事」にて 1 本当たり長さ 4～6 m 程度に切断いたします。（長さについては選定後の打合せにより決定します。選定前に搬出された樹木については、選定事業者にて切断をお願いします。）
- ⑤ 伐採または採取した樹木を伐採または採取場所毎に数量（m³ 又は t）を計測し、伝票等を添えた集計表、状況写真（着工前、施工中及び完了後）を完了時に「5.（２）応募書類の送付先」へ郵送等にて速やかに提出してください。伐採または採取事業者は、伐採または採取する樹木の質の如何を問わず決定した伐採または採取場所からの全量伐採または採取とします。また、搬出完了時の清掃等を行うものとします。
- ⑥ 伐採または採取が完了したのち、現地において木曾川上流河川事務所職員による履行確認を行います。その際は伐採または採取事業者も立ち会うものとします。その後、許可申請書を提出した担当出張所に完了届を提出して頂きます。
- ⑦ 伐採、積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際は、木曾川上流河川事務所に速やかに報告するとともに全ての責任は伐採または採取事業者に負っていただきます。事故の内容によっては採取許可（河川法 25 条）を取り消す場合もあります。
- ⑧ 伐採または採取した樹木の搬出にあたり、道路の通行に必要な関係機関（道路管理者・警察署）との手続きについては、伐採または採取事業者が行うものとします。
- ⑨ 伐採または引渡予定場所においては使用機材を含め整理整頓、盗難防止に努めてください。
- ⑩ 野鳥及び水棲生物等に配慮した伐採とするため、一部の樹木を残した伐採として下さい。存置する樹木については木曾川上流河川事務所の職員の指示によるもの

とします。存置とならない樹木については全て伐採して下さい。

- ⑩ 今後の参考資料とするため、伐採または採取実施後にアンケートに回答してください。

(9) 関連工事

- ①令和2年度 木曾川塵芥処理工事（管理課）
（（3）の木右②、北右①、北右②、北右③、北右④、南左①、南左②、南右①）
- ②令和2年度 長良川塵芥処理工事（管理課）
（（3）の長右①）
- ③令和2年度 揖斐川上流部塵芥処理工事（管理課）
（（3）の揖左④）
- ④令和2年度 揖斐川中流部塵芥処理工事（管理課）
（（3）の杭右②）
- ⑤令和2年度 揖斐川樹木伐開工事（管理課）
（（3）の揖左⑤、揖右②、揖右④、杭右①、牧左①）
- ⑥令和2年度 木曾川第一岐阜堤防維持管理工事（管理課）
（（3）の木左③、木左⑧、木右③）
- ⑦令和2年度 木曾川第一愛知堤防維持管理工事（管理課）
（（3）の木左④、木左⑥、木左⑦）
- ⑧令和2年度 木曾川第二岐阜堤防維持管理工事（管理課）
（（3）の木右①）
- ⑨令和2年度 木曾川第二愛知堤防維持管理工事（管理課）
（（3）の木左②）
- ⑩令和2年度 長良川第一堤防維持管理工事（管理課）
（（3）の長左③、長右②、伊自良①）
- ⑪令和2年度 長良川第二堤防維持管理工事（管理課）
（（3）の長左①、長左②）
- ⑫令和2年度 揖斐川第一堤防維持管理工事（管理課）
（（3）の揖左③、揖右③）
- ⑬令和2年度 揖斐川第二堤防維持管理工事（管理課）
（（3）の揖右①、杭左①）
- ⑭令和2年度 根尾川堤防維持管理工事（管理課）
（（3）の揖左①、揖左②、根左①、根左②、根右①、根右②、根右③）
- ⑮令和2年度 木曾川小信中島護岸工事（工務課）
（（3）の木左①）
- ⑯令和2年度 木曾川環境維持工事（河川環境課）
（（3）の木左⑤、木右④、木右⑤、木右⑥、木右⑦、木右⑧、木右⑨、木右⑩、木右⑪）

※関連工事とは、国土交通省が発注もしくは発注を予定している工事です。

伐採の場合：伐採事業者が「（7）伐採または採取の範囲」に示す「②根株を除くすべて（枝葉、幹）」を選定した場合、上記に示す関連工事において根株除去等の作業を行うため、伐採方法、工程等について関連

工事との調整が必要となります。

採取の場合：上記に示す関連工事により、樹木の伐採、「引渡予定場所」までの運搬、根株除去等を実施します。

樹木の採取(引き渡し)において上記工事との工程等の調整が必要となります。

(10) 伐採または採取事業者の選定結果の通知

①選定結果は応募者に通知します。通知の時期は 8月初旬を予定しています。

②選定結果については以下URLのホームページに掲載します。

木曾川上流河川事務所HP <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/index.html>

3. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ① 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ② 募集期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年 勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ③ 募集期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ その他、木曾川上流河川事務所長が参加不相当と判断されない者

4. 伐採または採取事業者の選定方法

応募書類の「【伐採または採取計画に関する事項】」について、伐採または採取計画・実施工程の具体性、安全対策等を評価して、「2. (3) 樹木の伐採または採取予定場所」1箇所につき資格及び条件等を満たす1者を選定いたします。

選定を行うにあたり、必要な情報収集、履行の確実性の評価等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合があります。

資格及び条件を満たす者のうち、①伐採、②採取の順に選定し、採取範囲は①根株を含むすべて(枝葉、幹、根株)、②根株を除くすべて(枝葉、幹)、の順に選定します。

伐採については、「伐採予定場所」1箇所について、1事業者となります。

採取については、「引渡予定場所」が同一で、複数の資格及び条件等を満たす者があった場合には、該当する者の中から配分するものとします。

資格及び条件等を満たす者が少数の場合で複数箇所を希望する者がいる場合は、同一の者が複数箇所について選定される場合もあります。

5. 応募方法

(1) 提出資料

河道内樹木の伐採または採取を希望する者は、以下に記載する事項を示した**応募書**

類及び作業計画書（案）を作成し、以下の送付先へ郵送にて提出してください。

応募書類及び作業計画書の作成にあたっては、別紙「応募様式」「作業計画書様式（案）」又は任意様式にて必要事項を記載し、添付を要する資料等を同封してください。なお、記載内容及び添付資料に不備がありますと非選定となる場合がありますので、ご注意ください。

【基本事項】

①応募者の氏名（法人名もしくは団体名及び代表者名）、住所、連絡担当者名及び連絡先（電話・FAX番号）

※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知及び当選後の連絡にのみ使用する。

②伐採もしくは採取の希望

例：第1希望 伐採
第2希望 採取

第1希望 伐採と採取の併用
第2希望 採取のみ

③樹木の伐採または採取希望場所

伐採を希望する者は、「伐採予定場所」より希望する場所を、希望する順番で表記してください。

採取を希望する者は、「引渡予定場所」より希望する場所を、希望する順番で表記してください。

【伐採または採取計画に関する事項】

① 伐採または採取の目的

② 現地状況の確認

・現地状況確認の有無

伐採の場合「伐採予定箇所」、採取の場合「引渡予定場所」

③ 伐採または採取に関する計画

・作業予定期間

・作業実施責任者氏名及び保有資格

・運搬方法、運搬車両の走行ルート

・伐採または採取場所における安全管理方法

※1～2は別紙「応募様式」、3は別紙「作業計画書（案）」を参照下さい。

(2) 応募書類の送付先

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地
国土交通省中部地方整備局 木曾川上流河川事務所
管理課 維持係 宛

(3) 応募書類の提出期限

令和2年7月16日（木）必着

6. 留意事項

(1) 伐採または採取樹木の扱いについて

河道内樹木を伐採して廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われることが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」に基づく適正な対応が求められますが、今回の試行においては河道内樹木を河川産出物として扱うため、伐採または採取樹木の搬出にあたって、廃掃法の収集運搬許可や搬出先施設の廃棄物処理施設許可は要しません。

ただし、処理施設等へ搬出後不要となった枝葉・幹等を産業廃棄物として処分する場合は廃掃法に基づき適正に対処してください。

(2) 樹木の伐採または採取に係る費用について

伐採または採取作業に要する費用については、伐採または採取事業者として選定された者が負担するものとします。

(3) 河川法の申請について

河川内樹木の伐採または採取は河川法第25条の許可を要する行為であるため、選定された伐採または採取事業者は、河川法の申請を行っていただきます。

なお、作業計画書（案）は、申請書類の一部として利用する予定をしています。

(4) 「採取料」について

河川法第32条の規定により、都道府県知事は同法第25条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収することができますが、今回の河川内樹木伐採においては、「採取料」は発生しないことが愛知県・岐阜県の河川管理担当課と確認されています。

(5) 次回の公募について

今回の公募は試行的な取り組みであり、今後継続的に実施するものではありません。ただし、今回の試行結果及び河道内樹木の繁茂状況等を勘案し、同様の取り組みを実施する場合があります。

7. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 管理課 維持係

TEL:058-251-1325 FAX:058-251-6581

受付時間：平日の10時から16時まで

※問い合わせは電話・FAXにて受付いたします。FAXの場合は折り返しの連絡先（電話番号またはFAX番号）を必ず記載いただくようお願いいたします。